

現計画におけるこれまでの取り組み

施策体系① 新たな支え合いの推進とコミュニティソーシャルワーク機能の強化

障害のあるかたの重度化や高齢化、介助する家族の高齢化などに対応できるよう、相互理解と支え合いに基づく福祉コミュニティづくりとコミュニティソーシャルワーク¹機能の強化を図りました。

〈主な取り組み事項〉

○障害者サポート講座

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面による講座を開催することが困難となったため、障害種別ごとに障害のあるかたのサポート方法の講座を収録し、としまなまチャンネル（YouTube）で配信しました。

また、教育段階からの障害者理解の啓発を進めるため、総合学習の場において、講義や障害のあるかたとの交流会を開催しました。



障害者サポート講座を YouTube 配信

○高次脳機能障害者支援対策事業

全年齢を対象とした相談支援を実施するとともに、一番身近な支援者である家族を支援するための家族交流会の開催をしました。併せて、区内外の関係機関とのネットワークづくり、情報共有を目的とした連絡会を開催しています。

また、講演会やセミナーの開催とともに、パンフレットの配布などを通じて、区民や関係者に「高次脳機能障害」の周知・啓発を図りました。

○コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域住民から寄せられた相談などを必要な支援につなげるための専門職を配置し、地域のネットワークづくりなどに取り組んでいます。

¹ コミュニティソーシャルワーク：生活上の課題を抱える人達に対する個別支援と、地域全体での支援を専門職や住民が協力して実施するもので、コミュニティソーシャルワーカーが主に実施する。

○ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

困ったときに配慮や手助けをお願いしやすくするためのヘルプマークとヘルプカードの普及を図るため、セットにして持ち運ぶことができる「さをり織りケース」を無料配布しました。
また、イベント開催時には、ポスターやパネル展示を行い、周知・啓発を進めています。



さをり織りのケースを無料配布

○地域生活支援拠点の整備

障害者の高齢化・重度化や、親亡き後を見据え、相談や緊急時の受入れといった複数の機能を持つ拠点として、多機能型の地域生活支援拠点を整備しました。令和5年度からは地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、今ある社会資源をより有効的に活用するために地域生活支援拠点の面的整備を進めています。

現計画の施策体系② 包括的な相談支援体制の構築

障害だけでなく、複合的な課題のあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における社会資源を最大限に活用し、必要なサービスが総合的・総括的に提供される相談体制の構築に努めました。

〈主な取り組み事業〉

○地域支援協議会の運営

障害者が充実した日常生活や社会生活を送れる地域社会の実現を図るため、民間事業所、就労支援、教育、権利擁護などの関係者や障害者相談員、障害当事者を構成員として地域支援協議会を開催し、地域関係機関によるネットワーク構築に向けた課題整理を行いました。

○基幹相談支援センター事業

障害のあるかたやそのご家族などのための総合的な相談支援機関として、基幹相談支援センターを設置し、相談を受けています。ほかの行政機関や福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、障害のあるかたが希望する暮らしを送れるよう支援しています。



基幹相談支援センター
(心身障害者福祉センター内)

○豊島区医療的ケア児等支援協議会の運営

医療的ケア児等に関して、各取り組みの情報共有及び支援に向けた関係機関との連携など、様々な事項について協議を行い、適切な支援につなげました。

○福祉包括化推進員・会議の設置

コミュニティソーシャルワーカーや各相談窓口で受けた相談のうち、単独の組織では対応が困難な複雑・複合的な課題の解決に向けた全体調整を行っています。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のあるかたも地域の中で自分らしく暮らしていけるよう、協議の場において国の広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めました。

○重層的支援体制の整備

令和 5 年度より包括的支援事業として「断らない相談支援」づくりを進めるため、基幹相談支援センターや地域活動支援センターをはじめとした様々な実施主体とともに重層的支援体制¹を整備しました。

¹ 重層的支援体制整備：市区町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

現計画の施策体系③ ニーズの早期発見・早期対応の強化

地域における見守り活動を推進するとともに、重度化を防止するため、日頃からの予防に向けた取り組みを強化しました。

〈主な取り組み事業〉

○虐待の早期発見・対応

障害のあるかたに対する虐待を発見したかたが、気軽に相談できる「障害者虐待防止センター」について、区のホームページや広報、窓口において周知を図りました。また、令和4年4月より虐待防止・身体拘束に関して、事業所に対する3つの対応措置が義務化されたことにより、適正化を行いました。更に、令和5年2月には豊島区児童相談所を開設し、児童虐待の相談体制を整備しました。

○健康づくりの促進

スポーツに触れるきっかけづくりとして、スポーツフェスタ2022、みんなのヨガ教室などを開催し、健康づくりの促進をしました。

○精神障害者に対するアウトリーチ活動の活用

未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難をきたしている精神障害者に対し、地域精神保健相談員や地区担当保健師、精神医のチームが訪問型支援を行いました。これにより、適切な医療に結び付け、その後の地域生活定着に向けた支援を継続的かつ計画的に実施し、本人及び家族、住民が安心して地域生活を送ることができる環境づくりの推進を図りました。

○発達障害の早期発見・対応

あらゆる年齢層の発達障害者（児）とその家族等から発達障害に関する相談を受け、適切な支援につなげるために、支援機関の紹介や支援に係る情報提供を行いました。また、支援困難なケースについては、支援方針会議の活用やより専門性の高い相談を行い、適切な支援につなげました。また、発達障害で悩んでいるかたで、病院に行くことに抵抗があるかたのために、区内大学が実施するカウンセリングを受けるための費用の一部を助成し、悩みの解決につなげました。

発達障害でお悩みの方をサポートします

発達障害のある方やそのご家族やご近所に相談したいと悩んでいる方、かといって病院に行くには相談があるという気持のため、区内大学のカウンセリング機関利用に対する助成事業を実施しています。

対象となる方
発達障害者および発達障害者と同居した社会生活の困難を主訴とする区民の方、ご家族に関する相談の場もご用意しています。

助成内容
対象機関でのカウンセリング費用の一部を助成。
★発達支援—1回5,000円まで（一人あたり） ★年間上限—1回10万円
【参考】大正大学—1回5,000円 一回に最大1,000円
【参考】帝京大学—1回1,000円 一回に最大1,000円
※支援を受ける際の申請書、確認書によって対象となる場合があります。発達支援課へお問い合わせください。
※この事業は「発達支援（相談支援）」は原則対象となりませんが、発達支援からの「遠隔支援」を併用する場合は対象となります。

利用方法
以下の得意分野に直接相談の予約をしてください。
【注意】①予約は予約制です。
②相談の内容によって、助成の対象とならない場合があります。
③相談の内容によって、助成の対象とならない場合があります。
④相談の予約状況によっては順番を待たないでいただく場合があります。

対象機関・予約先
○大正大学カウンセリング研究所 ……【住所】豊島区西崎3-20-1
【電話】03-5524-4313
○帝京大学国際心理センター（相談）【住所】目黒区三軒がわ1-1-1
【電話】03-5779-6655
【受付時間】午前10時～午後5時
※お問い合わせは、各機関のホームページ、お電話、または直接お問い合わせください。

【本事業に関する問合せ】
豊島区発達支援課相談窓口 発達支援サポートグループ
電話：03-5566-2446
FAX：03-5566-4323

大正大学・帝京平成大学との連携

現計画の施策体系④ 地域生活支援の充実

障害のあるかたが安心して地域での日常を過ごすことができるよう、在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図りました。

また、児童相談所や子ども家庭支援センターとの連携を図りながら、障害児支援体制の充実を図りました。

〈主な取組み事業〉

○地域生活移行支援事業

退院することが可能な精神障害のあるかたの円滑な地域移行を促進するため、地域移行に向けた周知・啓発、関係機関のネットワーク構築及びピアサポーターの活用による対象者への働きかけを行いました。

○医療的ケアが必要なかたへの支援

医療的ケア児やそのご家族が利用できる主な行政サービスについて、対象事業と担当窓口を示したチラシを作成し、ホームページに掲載することで、相談しやすい体制づくりを進めました。

○失語症のかたのコミュニケーション支援

失語症のかたが参加している団体に対して、コミュニケーション支援者を派遣することで、失語症のかた同士の交流や地域での社会参加ができるための支援を行いました。

○児童相談所の設置

令和5年2月に豊島区児童相談所を設置し、障害児に関する相談体制の整備を行いました。



児童相談所の設置

○重症心身障害児（者）等レスパイト事業

区と契約した訪問看護事業者の看護師を重症心身障害児（者）の自宅に派遣し、家族等が日頃行っている医療的ケア、療養上の行為等を家族等に代わって行うことで、当該家族が休養できる機会をつくりました。

○医療ケアに対応した施設の整備

令和2年度より、目白生活実習所において医療的ケアを必要とする障害者の受け入れを行ってきましたが、今後の医療的ケアを必要とする生活介助利用者の増加を見込み、令和4年6月に「目白生活実習所分室ぶらす」を新たに整備しました。

目白生活実習所分室ぶらす

○発達障害者関連支援事業

発達障害者相談窓口において、発達障害全般に関し、あらゆる年齢層の当事者・家族からの相談に応じています。関係機関と連携を図るため、豊島区発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、ライフステージを通じて一貫した支援が受けられるよう、体制づくりを行いました。

現計画の施策体系⑤ 就労支援の強化

障害のあるかたが働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を過ごせるよう就労に関わる支援のほか、生活全般の支援の充実を図りました。また、就職後のフォローアップを含めたサポート体制など、継続した支援を提供できる体制づくりを進めました。

〈主な取組み事業〉

○チャレンジ雇用支援事業

将来における一般企業での就業をめざし、対象となる障害者を「チャレンジ従業員」として区で一時的に雇用し、就労経験を積むことができる事業を実施しました。

チャレンジ雇用支援事業は令和4年度で終了し、令和5年4月からは障害のあるかたの雇用の機会を増やすため、庁舎内にオフィスサポートセンターを開設し、障害のあるかたの雇用の創出と業務のサポートを実施しています。

○「はあとの木」運営支援事業

障害者の社会参加や、工賃の向上を図ることを目的に、ものづくりを通じて地域とのつながりを深めるための障害福祉施設のネットワーク「はあとの木」の活動を支援し、事業所間の連携体制の強化を図っています。

また、はあとの木委員会を立ち上げ、はあとの木マルシェなどの販売会やスキルアップのための勉強会、コーディネーターによる施設訪問を通じて、施設間の連携強化を図っています。



カフェふれあい前常設商品棚

○就労定着支援事業

障害者の雇用の安定を実現するため、職業相談等に加え、就職後のサポートを行いました。関係機関と連携し、一般就労機会の拡大、自立と社会参加の一層の促進を図るとともに、就労前準備講座の実施や職場定着支援を充実させることで、就職後も安心して働き続けられるようにしています。

○IKE・SUNPARK ファーマーズマーケット

毎週末に IKE・SUNPARK で開催されているファーマーズマーケットにおいて、「はあとの木」に参加している障害福祉施設に出店を促し、区内の就労施設で作成された、心のこもった商品の販売促進を行っています。

また、令和 4 年度からは「はあとの木」参加事業所の自主製品を景品にした射的イベントを開催するなど、子どもたちも参加しやすいイベントを開催し、幅広い世代にわたった周知・啓発を進めています。



ファーマーズマーケットでの販売

○共同受注ネットワークづくり

障害福祉施設の自立した受注体制の運営を目指し、区内就労継続支援 B 型事業所を中心とした「軽作業ネットワーク」を構築しました。

現計画の施策体系⑥ 権利擁護の推進

障害を理由とした不当な差別や虐待のない、障害のあるかたもないかたも互いに尊重し、共生できる社会づくりの推進をしました。

また障害により判断能力が不十分で法的な対応が必要なかたが地域で安心して生活できるよう、成年後見制度等の取組みの推進をしました。

〈主な取組み事業〉

○障害を理由とする差別の解消に関する取組み

豊島区障害者権利擁護協議会を開催し、地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること、障害を理由とする差別に関する相談、差別解消に資する取組みの周知・啓発に関すること等を協議し、障害者の権利擁護につなげました。

また、障害者差別解消に関する区民向けパンフレットを新たに作成し、啓発に取り組みました。

○成年後見に関する条例の制定

区民一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指して、令和3年12月8日に「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例」を施行するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「豊島区成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

○成年後見制度利用支援

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」を権利擁護支援の中核的な機関として位置付け、講演会などを通じ、成年後見制度についての周知 t t・啓発を進めるとともに、区長申し立てによる法定後見制度の活用など、判断能力の不十分な方々の支援を行っています。また、資産が少なく後見人報酬が支払えないかたに対し助成を行っています。

○障害者虐待防止センターの運営

障害のあるかたに対する虐待を発見したかたがひとりで抱え込まず気軽に相談ができるよう、通報や相談の窓口として、心身障害者福祉センター内に豊島区障害者虐待防止センターを設置しています。

現計画の施策体系⑦ 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上

区職員や民間事業者の障害福祉専門職等の充実・レベルアップに継続的に取り組み、計画的な指導検査を実施することで、質の高い障害福祉サービスの提供を図りました。

〈主な取り組み事業〉

○専門人材育成のための研修参加費用助成

令和 5 年度より、区内の障害福祉サービス事業者等に従事している職員の専門性を高めるため、喀痰吸引等研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修の受講料等の一部を助成する事業を実施しています。

○特定相談支援事業所へのサポート

基幹相談支援センターにおいて、区内の相談支援事業所に対して、連絡会や講演・研修を開催するとともに、困難事例等のケース会議を行うことにより、ネットワーク構築や相談支援能力の向上を図りました。また、相談支援専門員の初任者研修や現任研修を行うことで、地域の人材育成に努めています。

○専管組織による計画的な障害福祉サービス事業者等への指導検査の実施

障害福祉サービス事業者等の適正な事業運営と利用者保護等の観点から、障害福祉サービスの質の向上や自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図るため、指導検査を実施しています。

令和 3 年度は 14 事業所において、20 事業に対する実地指導と集団指導を 1 回実施しました。

令和 4 年度は 17 事業所において、27 事業に対する実地指導と集団指導を 1 回実施しました。

現計画の施策体系⑧ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備

災害時に障害のあるかたに必要な支援や配慮が提供できるよう、災害時要援護者名簿や避難所の整備のほか、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めました。また、新型コロナウイルスなどの感染症が発生した際においても、サービスの提供が滞ることがないように、対策を進めました。

〈主な取組み事業〉

○地域における防災訓練への参加促進

安全対策委員会において、地域の町会が主催する救援センター立ち上げ訓練に参加し、障害のあるかたを受け入れる際の課題などについて協議を行いました。

○障害者防災の手引きの活用

災害発生時の備えとして障害者向けの防災マニュアル「豊島区障害者防災の手引き（改訂版）」を作成し、窓口での配布とともに町会・自治会等関係機関に配布し、周知・啓発を図っています。

○福祉救援センターの整備・訓練・周知・運営（備蓄）

心身障害福祉センターにおいて福祉救援センター立ち上げ訓練を実施し、センター立ち上げの手順を確認するとともに、課題の抽出・検討を行いました。

○事業者へのPCR検査費用の助成

区内の障害福祉サービス事業所等に勤務する職員や利用者等で陽性者が発生した場合のほか、クラスターを未然に防止する観点から、PCR及び抗原検査を受ける際に必要な検体キット等の購入経費の補助事業を実施しました。

○介護者感染時の受け入れ体制の整備

介護者となる家族等が新型コロナウイルスに感染した場合、障害のあるかたのみでは在宅での生活が困難となるため、障害のあるかたが必要な障害福祉サービスが提供できる施設への入所が可能となるよう、受け入れ体制の整備を行いました。

現計画の施策体系⑨ 福祉のまちづくりの推進

日常生活上のさまざまな障壁（バリア）を解消することで、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感し、気軽に外出したいお思える環境づくりを推進しました。

〈主な取組み事業〉

○セーフコミュニティの取得

障害者の安全に対する区の取組みが評価され、世界保健機関（WHO）が推奨する事故や暴力・ケガのない安全・安心なまちづくりに取り組む国際認証制度であるセーフコミュニティについて、令和 4 年 11 月に 3 度目の認証を取得しました。

○視覚障害者外出支援事業

鉄道事業者と連携した取組みとして、令和 3 年 4 月より視覚障害者専用のナビゲーションアプリ「shikAI」を導入し、音声案内により進む方向や距離を伝えることで、視覚障害のあるかたが安心して目的地までたどりつけるためのシステムの運用を開始しています。

現在は、区役所、東池袋駅、中央図書館の 3 地点をつなぐルートを形成しています。



○Sure Talk の実証実験参加

手話ユーザーと音声ユーザーのコミュニケーションをより円滑にするために民間企業が開発した、最新の ICT や AI 技術を活用したシステムの実証実験に参加しています。

○障害福祉課関係窓口でのコミュン、UD トーク、点字プリンター等の活用

障害のあるかたとの円滑な意思疎通支援を行うため、マイクを使って語りかけると、声が聴き取りやすくなるスピーカーの「コミュン」、音声認識によって話した言葉を文字変換してタブレットで表示する「UD トーク」、点字を印刷することができる「点字プリンター」を導入し、意思疎通支援を推進しています。



現計画の施策体系⑩ 福祉と文化の融合

これまで区が推進してきた「文化を基軸としたまちづくり」を最大限に活かし、文化活動・スポーツ活動に積極的に参加できるような環境整備を進めることで、障害のあるかたの社会参加や交流、健康づくりを推進しました。

〈主な取り組み事業〉

○障害者アート教室

決められた道具や制作方法の中で行うのではなく、参加者それぞれが使いたい道具を選び、ありのままの感性を大切に、気軽にアートに親しむことができる障害者アート教室を実施しました。



アート教室

○障害者アートとまちの融合

障害者アートとまちを融合させる試みとして、池袋西武百貨店にて、絵画作品の展示販売（仮想空間メタバースの利用も含む）及び「はあとの木」自主製品の販売（限定ショップ）を実施しました。また、庁内各部局の部長室や職員休憩室に障害者アートの展示を行うことで、庁内部署による障害者就労施設等への役務や軽作業の発注、自主製作品等の積極的な購入等を促しました。

○障害者文化活動推進事業

豊島区障害者美術展（ときめき創造展）、区役所本庁舎の「まるごとミュージアム」、「Echika 池袋ギャラリー」等を開催し、障害のあるかたがたの作品や制作活動などを紹介することで障害者への理解を深め、障害者の社会参加を促進しています。

○スポーツフェスタ 2022

90周年記念として、障害のあるかたでも気軽にできるスポーツの体験会を開催しました。スポーツ活動に積極的に参加できるきっかけづくりをすることで、障害のあるかたの社会参加や健康づくりを推進しました。

○啓発活動等の強化

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」「発達障害者啓発週間」などに合わせて、広報としまや情報スクエア、中央図書館などで、障害及び障害のある人に関する理解と、障害のある人への配慮等を促進するための啓発活動を実施しました。

○ふくし健康まつり

障害福祉関係団体による自主製作品の販売や
パラスポーツの体験、福祉車両の見学等のほか、
パラリンピックのオープニングに参加された全盲のギ
タリスト田川ヒロアキさんのライブなどを行い、幅広
い世代へ障害のあるかたへの理解促進に向けた
周知・啓発を図りました。



ふくし健康まつり